

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○国土調査の成果の認証	(地域振興課)	一
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	一
○保安林の指定の予定	(森林整備課)	一
○保安林の指定	(同)	二
○車両制限令第三条第四項に定める道路の指定	(道路課)	二
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)	(都市計画課)	二
○土地改良区役員の仕事の届出	(大河原地方振興事務所)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	三
○博物館の登録まつ消	教育委員会	三
○宮城県公報令和三年号外第九号(令和三年三月二十六日付け)中		四
○宮城県公報令和三年号外第一二二号(令和三年三月三十一日付け)中		四
○宮城県公報令和三年号外第一四号(令和三年三月三十一日付け)中		四

告 示

○宮城県告示第五百三十八号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を
認証した。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
大崎市

二 調査を行った時期
平成二十七年年度から平成二十八年度まで

三 成果の名称
大崎市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域
大崎市古川清滝字明神の一部

五 認証年月日
令和三年六月二十五日

○宮城県告示第五百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営古川地区土地改良事業(農業用排水施設整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間
令和三年七月二日から令和三年八月三日まで

三 縦覧場所
大崎市役所

○宮城県告示第五百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

黒川郡大郷町東成田字山居沢九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字坂本二の四、四の二、四の三、一〇の一、一〇の四、一五の八、一五の九、一六の一、一六の三、二〇の二、二〇の三、二一の五、二二の六、二二の五、二二の六、四〇の七、四〇の八、四〇の二二、四〇の一三、五四の二、五四の三、字波伝谷一七七の四

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十二号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第二項の規定により、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する道路

道路の種類	路線名	区 間	指定する期日
県 道	塩釜巨理線	多賀城市町前一丁目四八九番地先から同市町前一丁目無番地先まで	令和三年七月二日

二 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

交差点における左折又は右折にあたっての誘導

第一欄の道路から第二欄に所在する交差点を左折又は右折して第三欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十七号に規定するものをいう。以下同じ。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかななければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
一般国道四五号	多賀城市町前一丁目	県道塩釜巨理線
県道塩釜巨理線	多賀城市町前一丁目	一般国道四五号

○宮城県告示第五百四十三号

名取市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十四号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十五号

富谷市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称

富谷市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和三年七月二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 齋 藤 巖

一 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年六月十六日	渋谷 義 郎	角田市佐倉字佐倉町四十三番地	理事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年七月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

多賀城市山王字山王四区百六十九番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡五丁目十二番五十五号
株式会社 みつば

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第九号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次のとおり博物館の登録をまつ消した。

令和三年七月二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 博物館の名称 芹沢長介記念東北陶磁文化館

二 博物館の所在地 加美郡加美町字町裏六十四

三 設置者の名称及び住所 加美町

加美郡加美町字西田三番五

四 登録記号番号 宮城県第十六号
五 まっ消年月日 令和三年六月二十四日

正 誤

○宮城県公報令和三年号外第九号(令和三年三月二十六日付け) 中

ページ 段 行 正 誤

六 下 後ろか 第九第一項又は第九の二第二項

後ろか 第九又は第九の二第二項 第九の二

ら一 第九

○宮城県公報令和三年号外第一二二号(令和三年三月三十一日付け) 中

ページ 段 行 正 誤

一六 下 二 総務部長
震災復興・企画部長

震災復興・企画部長

○宮城県公報令和三年号外第一四号(令和三年三月三十一日付け) 中

ページ 段 行 正 誤

二二 下 二七 第四十一条第一項第一号イ(3)

三三 上 一六 よう努める 第四十二条第一項第一号イ(3)
ようよう努める